

入出港	航空	第12回WG	基本Ⅲ-3	システム制限値の見直し（3）：1便あたりの旅客数の拡大
-----	----	--------	-------	-----------------------------

- ・ 航空入出港業務における1便あたりの旅客数の制限値について、700人から1,000人に変更する。

詳細仕様検討結果

航空入出港業務における1便あたりの登録可能な旅客数を700人から999人に拡大する。
これに伴い、以下の変更を実施する。

1. オンライン業務の変更

- ① 旅客情報繰返数を最大999件に変更する。
- ② 出力情報において、旅客情報繰返数を最大999件に変更する。（対象となる出力情報はWG資料を参照）

2. 変更対象業務

- ①「旅客氏名表報告呼出し（PLR）」業務
- ②「旅客氏名表報告（PLR01）」業務
- ③「入出港届等情報照会（IGD）」業務

3. EDIFACT電文のマッピングの変更

以下の2件について、旅客情報相当部分の繰返数を最大999件に変更する。

- ① PLR110
- ② PLR210

IX 詳細仕様検討結果

入出港	航空	第19回WG	基本IV-6-他	旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の改善（1）
-----	----	--------	----------	-------------------------------

- 第6次NACCSにおいて、航空通信回線経由で提出されるPL・CLの入出港区分の判定方法を変更する。

詳細仕様検討結果

現 行

航空通信回線経由で提出されたPL・CL情報の入出港区分の判定は「最初の到着地空港」のみで行っている。
PLR・NLRの入出港区分の判定方法は次のとおり。



KIX→NRT→LAX

①入出港区分 (※1)	②提出先空港 (※1)	③最初の出発地空港 (※2)	④他国からの 最終出発空港	⑤最初の 到着地空港	⑥経由地空港	⑦最終目的地空港
			KIX	NRT	LAX	

【現行NACCSで航空通信回線経由で提出されるPL・CLの入出港判定】

- I 「⑤最初の到着地空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「入港」と判定
「⑤最初の到着地空港」が外国の空港である場合は「①入出港区分」を「出港」と判定
- II Iで入港と判定されたデータのうち、「⑥経由地空港」「⑦最終目的地空港」の空港が本邦の空港である場合は、⑤～⑦の全ての空港に同じPL・CLが提出される
- III Iで出港と判定されたデータのうち、「④他国からの最終出発空港」が本邦の空港である場合にPL・CLが提出される（外国の場合はエラーとなる）



⚠ 現行NACCSでは入港と判定されたデータについては出港の判定は行わない。
したがって、例示の場合は「NRT」宛に入港のPL・CLが提出されるが、「KIX」宛に出港のPL・CLは提出されない

※1 航空通信回線経由で提出されるPL・CL情報の場合、「①入出港区分」「②提出先空港」はNACCSで自動判定される（UN/US EDI FACTに項目がない）
※2 航空通信回線経由で提出されるPL・CL情報の場合、「③最初の出発地空港」は項目にはない（UN/US EDI FACTに項目がない）

IX 詳細仕様検討結果

入出港	航空	第19回WG	基本IV-6-他	旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の改善（2）
-----	----	--------	----------	-------------------------------

詳細仕様検討結果

次 期

航空通信回線経由で提出された P L ・ C L 情報の入出港区分の判定は、入港の判定は「最初の到着地空港」で行い、出港の判定は「他国からの最終出発空港」で行う。次期 P L R ・ N L R の入出港区分の判定方法は次のとおり。



K I X → N R T → L A X

①入出港区分	②提出先空港	③最初の出発地空港	④他国からの最終出発空港	⑤最初の到着地空港	⑥経由地空港	⑦最終目的地空港
			K I X	N R T	L A X	

【次期 N A C C S で航空通信回線経由で提出される P L ・ C L の入出港判定】

- I 「⑤最初の到着地空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「入港」と判定
- II I で入港と判定されたデータのうち、「⑥経由地空港」「⑦最終目的地空港」の空港が本邦の空港である場合は、⑤～⑦の全ての空港に同じ P L ・ C L が提出される
- III 「④他国からの最終出発空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「出港」と判定
- IV III で出港と判定された場合には、「④他国からの最終出発空港」宛に P L ・ C L が提出される
- V 航空通信回線経由で送信されてきたデータすべてに対し I ～IV の処理を行う



⚠ 次期 N A C C S では入港と判定した場合であっても出港に係る判定を行い、入港及び出港の P L ・ C L が税関へ提出される。したがって、例示の場合は「N R T」宛に入港の P L ・ C L が提出されるとともに「K I X」宛に出港の P L ・ C L が提出されることとなる。

IX 詳細仕様検討結果

入出港	航空	第19回WG	基本IV-6-他	旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の改善（3）
-----	----	--------	----------	-------------------------------

詳細仕様検討結果

まとめ

【変更による改善点】
航空通信回線経由で提出される入出港区分の判定方法を変更することにより

- ・現在マニュアル又はNACCＳの個別業務を行って提出していただいているPL・CLの提出が航空通信回線経由で提出可能となる（提出方法の選択肢の増加）。
- ・現在マニュアル又はNACCＳの個別業務を行って提出していただいているPL・CLの提出が航空通信回線経由で行えることで業務の負担が軽減される（負担の軽減）。

その結果、NACCＳで入港と出港が同時に判定され、出港情報がエラーとなった場合、現行と同様のエラー通知が出力される。
例：「①入出港区分」が「出港」と判定された場合は、「他国からの最終出発空港における出発年月日」、「他国からの最終出発空港における出発時刻」に入力がなければ、出港に関する情報はエラーとなる。

※ 当該判定処理については税関宛の情報に対してのみ行われる。（入国管理局宛の情報の判定方法については変更なし）

入出港区分判定表（下線部分が今回の改変で追加となる提出先であり、税関にのみ提出される。）

入力値		現行システムでの判定		次期システムでの判定	
他国からの最終出発空港	最初の到着地空港	入出港区分	提出先空港	入出港区分	提出先空港
国外空港	国内空港	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」
国内空港	国内空港	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」
				出港	<u>「他国からの最終出発空港」</u>
国外空港	国外空港	エラー	エラー通知情報出力	エラー	エラー通知情報出力
国内空港	国外空港	出港	「他国からの最終出発空港」	出港	「他国からの最終出発空港」

IX 詳細仕様検討結果

入出港	航空	第22回WG	基本IV-6	旅客予約記録情報報告におけるチェック機能等の改善
-----	----	--------	--------	--------------------------

・第6次NACCSにおいて、旅客予約記録情報報告におけるチェック機能等の改善を行う。

詳細仕様検討結果

区 分	概 要
1. 個別検討事項	旅客予約記録情報報告におけるチェック機能等の改善
2. 現行仕様	旅客予約記録情報報告（PNR01）業務は、税関空港または不開港に入港する旅客の旅客予約記録情報を税関及び入国管理局に報告を行うための業務であり、平成27年4月から新規業務として提供している。関連業務は、以下のとおり。 ・「旅客予約記録情報呼出し（PNR）」業務 ・「旅客予約記録情報照会（IPN）」業務
3. 次期仕様（案）	1. 入力項目等の変更 ① 1便あたりに登録可能な旅客（欄部）数を850件に変更する。（第5次NACCS：570件） ② NACCSパッケージソフトからPNR01業務を実施する場合、1便で登録可能な旅客情報を50件までとし、複数回に分割して登録を行うよう変更する。 ※ NACCSパッケージソフトの入出力画面に、ページ番号・総ページ数を示す項目を追加する。 ③入力項目の追加・変更を実施する。 ④ EDIFACT電文でPNR情報を送信する場合の最大電文長を現行3MBから10MBに拡張する。 ※ 上記見直しに伴い、EDIFACTのマッピングについても変更が発生する。 2. PNR情報登録処理の変更 ① EDIFACT電文形式でPNR情報が送信された場合、旅客（欄部）でエラーが発生しても正常終了するように変更する。なお、共通部でエラーが発生した場合及び全ての旅客（欄部）がエラーとなった場合は、異常終了となる。 ② IPN業務で旅客予約記録情報を照会した場合、旅客情報（欄部）においてエラーとなった情報も参照可能とする。 ただし、システム使用可能文字のチェックにおいてエラーとなった項目は、全桁をスペースに変換して出力する。

IX 詳細仕様検討結果

検疫 (人)	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報（G I A 0 1）」業務等にかかる改善（1）
-----------	----	------------	-------------	--------------------------------

- 「検疫前通報（G I A 0 1）」業務等にかかる改善を実施する。

詳細仕様検討結果

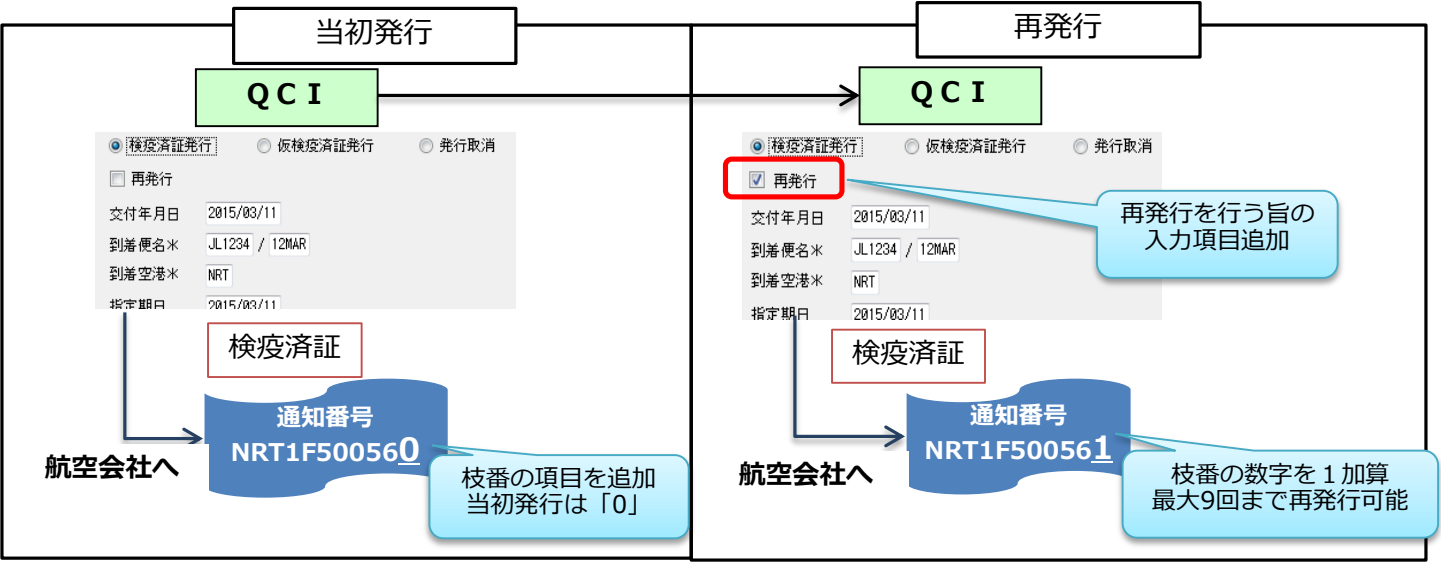
- 「検疫済証発行（Q C I）」業務にて同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

次 期

現状、「検疫済証発行（Q C I）」業務による検疫済証又は仮検疫済証の再発行は、取消後、再度、別検疫所通知番号で発行する必要がある。次期では、当初と同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

前提条件

- 再発行であるか否かを判定するため、「検疫済証発行（Q C I）」業務に☐再発行項目を追加する。
- 発行回数を表す枝番項目を追加し、帳票に出力する。（照会業務では参照不可）
- 発行取消後の再発行は現行どおりとし、通知番号を新たに払い出す。



詳細仕様検討結果

2. 「検疫前通報（G I A 0 1）」業務の「記事欄」について、日本語入力を可能とし、桁数も拡大することにより、詳細情報を入力できるようにする。ただし、「入港届（G I R 0 1）」業務の記事欄と「桁数」及び「属性」が異なることになるため、本業務で入力した「記事欄」の内容については、「入港届呼出し（G I R）」業務で呼出しをしないように併せて変更する。

次期イメージ

処理区分*	
所有者又は運航者	航空機登録記号 国籍
航空会社名称	
到着便名*	/
共同運航到着便名	/ / / / / / / / / /
出発前寄港	寄港出発年月日・時刻 / / - :
↓	/ / - :
出発空港	出発年月日・時刻 / / - :
↓	
到着空港*	到着年月日・時刻 / / - :
航空機識別	
乗組員人数	
上陸旅客数	
機長名若しくは副機長名	
記事欄	
感染性のものにかかっていると認められる者の有無	人数
航行中の死者の有無	人数
検疫区域に到着する予定年月日・時刻	/ / - :

<AIR/IMP> 検疫前通報 NOTIFICATION (BEFORE ARRIVING)	
OWNER OR OPERATOR: XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX DATE: XXXXXXXXX1XXXXX MARKS OF NATIONALITY AND REGISTRATION: XXXXXXXXX FLIGHT NO: XXXXX/XXXXX DEPARTURE FROM: XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXX ARRIVAL AT: XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXX	
CODE SHARE FLIGHT NO	
XXXXX/XXXXX XXXXX/XXXXX XXXXX/XXXXX XXXXX/XXXXX XXXXX/XXXXX XXXXX/XXXXX XXXXX/XXXXX XXXXX/XXXXX XXXXX/XXXXX XXXXX/XXXXX	
PLACE	NUMBER OF PASSENGERS ON THIS STAGE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXX XXXXXXXXXX1 XX:XE XXXXXXXXXX1 XXXXXXXXX2XXXXX XXXXXXXXXX1 XX:XE XXXXXXXXXX1 XXXXXXXXX2XXXXX XXXXXXXXXX1 XX:XE XXXXXXXXXX1 XXXXXXXXX2XXXXX XXXXXXXXXX1 XX:XE	DEPARTURE PLACE: EMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT ARRIVAL PLACE: DISSEMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT
FOR OFFICIAL USE ONLY	
XXXXXXXXXX1E ATA :XX:XE SPOT:XXXXE BUILD:N CREW:NNE-NNE-NNE-NNE PAX :NNE-NNE-NNE SHIP :XXE FLG :XE SIGN:XXXXE	
PRESENCE OF PERSON WHO MAY BE SUFFERING FROM COMMUNICABLE DISEASE:N NNE PRESENCE OF DECEASED DURING THE FLIGHT:N NNE ESTIMATED DATE AND TIME OF ARRIVAL AT A QUARANTINE DISTRICT:XXXXXXXXX1E XXE	
SIGNATURE: XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE	
(AUTHORIZED AGENT OR PILOT-IN-COMMAND)	
REMARK	XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE

記事欄：G I A 0 1 業務の変更に合わせて属性、桁数を変更する。

検疫 (人)	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報（G I A O 1）」業務等にかかる改善（3）
-----------	----	------------	-------------	--------------------------------

詳細仕様検討結果

3. 現状、検疫済証及び仮検疫済証の国籍項目は、文字数が7桁（航空機の国籍略称を表示）のため正式な国名が表示されないため、次期では、国籍項目について、7桁から50桁に拡大し正式な国名が表示されるよう変更する。

次期イメージ

様式第三

XXXXXE/XXXXE

Quarantine Service
Japanese Government

検 疫 済 証
FREE PRATIQUE

交付年月日 XXXE 年 XE 月 XE 日
Date of Issue

飛行場名 XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXE
Airport

1. 航空機の登録番号 XXXXXXXXXE
Registration Marks of aircraft

2. 国籍 XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXXXE

3. 航空機の型 XXXXXXXXXE
Type of aircraft

上記の航空機について、検疫法の規定により検疫を行った結果、異常がないと認める。よって、検疫法第十七条第一項の規定により、この証を交付する。

It has been ascertained that no abnormality exists as a result of quarantine inspection conducted with the above-mentioned aircraft under the provisions of the Quarantine Law. Accordingly, this is issued under the provision of paragraph 1 of Article 17 of the Quarantine Law.

氏 名 XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXE
Signature 担当検疫官
Quarantine Officer concerned
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXXXE
氏名 XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXE
(通知番号) XXXXXXXXXX1E

XXXXXE/XXXXE

Quarantine Service
Japanese Government

仮 検 疫 済 証
PROVISIONAL PRATIQUE

交付年月日 XXXE 年 XE 月 XE 日
Date of Issue

飛行場名 XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXE
Airport

1. 航空機の登録番号 XXXXXXXXXE
Registration Marks of aircraft

2. 国籍 XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXXXE

3. 航空機の型 XXXXXXXXXE
Type of aircraft

、検疫法の規定により検疫を行った結果、この航空機原体が国内に侵入するおそれほとんどないと認める。の規定により、この証を交付する。
月 XE 日までに検疫感染症患者の発生その他異常な事実
済証としての効力を生ずるものとする。

As a result of the quarantine inspection conducted with the above-mentioned aircraft under the provisions of the Quarantine Law, it has been ascertained that there is scarcely any danger of invasion of germs of quarantinable disease into this country through such aircraft. Accordingly, this is issued under the provision of Article 18 of the Quarantine Law. This certificate shall acquire validity as free pratique, when no abnormality occurs by (day) XE (month) XE.

氏 名 XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXE
Signature 担当検疫官
Quarantine Officer concerned
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXXXE
氏名 XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXE
(通知番号) XXXXXXXXXX1E

7桁から50桁に拡大

IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-12他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（1）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

- ・ 現行提供する管理資料のうち、第6次NACCSにおいて機能変更に伴い不要になるものの廃止等について検討する。

詳細仕様検討結果

1. 以下の管理資料については、第6次NACCSにおいて廃止する。

項番	業務 仕様書 番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	周期	配信先	廃止理由
1	I 0 7	納付書集計データ	○			日報	銀行	専用口座の廃止に伴う廃止
2	I 0 8	連記式領収済通知書情報	○			日報	銀行	
3	I 0 9	連記式領収控情報	○			日報	銀行	
4	I 1 0	歳入金等受入報告表情報	○			日報	銀行	
5	I 1 1	口座振替用納付書送付書情報	○			日報	銀行	
6	J 0 2	電子決済入金予定データ（請求者用）	○			半月報	船会社他	決済機能廃止
7	S 0 5	仕向地別混載仕立実績データ		○		月報	混載業	利用されていない
8	S 0 9	貨物取扱実績データ（荷送人別）		○		月報	航空代理店	
9	S 1 0	貨物取扱実績データ（航空会社別）		○		月報	航空代理店	
10	S 1 1	貨物取扱実績データ（営業所別）		○		月報	航空代理店	
11	S 1 2	搭載完了AWBデータ		○		日報	航空代理店	
12	T 0 6	BREAK BULK MONTHLY REPORT		○		月報	混載業	

（注）上記管理資料の廃止に伴い「管理資料情報配信要否登録（UKS）」及び「管理資料情報配信要否登録呼出し（UKS11）」業務について、変更を行う。

（補足）上記の表の項番等は、基本仕様書IV-12に掲げる「管理資料の見直し」に従っており、項番12は基本仕様策定後に追加となったもの。

貨物	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-12他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（2）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

詳細仕様検討結果

2. 以下の管理資料については、第6次NACCSにおいて配信日を「毎月1日」に変更する。

項番	業務仕様書 番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	現行配信日	次期配信日
1	G 0 3	保税運送申告一覧データ			○	2日	1日
2	G 0 4	貨物取扱等実績データ			○	2日	
3	G 0 6	船積確認事項登録実績データ			○	4日	
4	G 1 1	卸コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
5	G 1 2	積コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
6	H 0 1	輸出申告一覧データ	○			4日	
7	H 0 2	輸出貨物許可承認等実績データ			○	2日	
8	I 5 1	輸入申告一覧データ	○			3日	
9	I 5 2	輸入貨物許可承認等実績データ			○	2日	
10	T 0 7	搬出貨物統計データ（輸入）		○		2日	

3. 管理資料の外部媒体提供の廃止

民間管理資料の配信において、管理資料のファイルサイズがシステム制限値（圧縮前6MB、圧縮後1MB）を超える場合には、外部媒体へ保存しその媒体を郵送することで管理資料を配信しているが、第6次NACCSにおいては、原則、以下のとおりとする。

- ① 外部媒体の運用を廃止する。
- ② ファイルサイズに関係なく全ての管理資料について、システム配信処理により送付する。

IX 詳細仕様検討結果

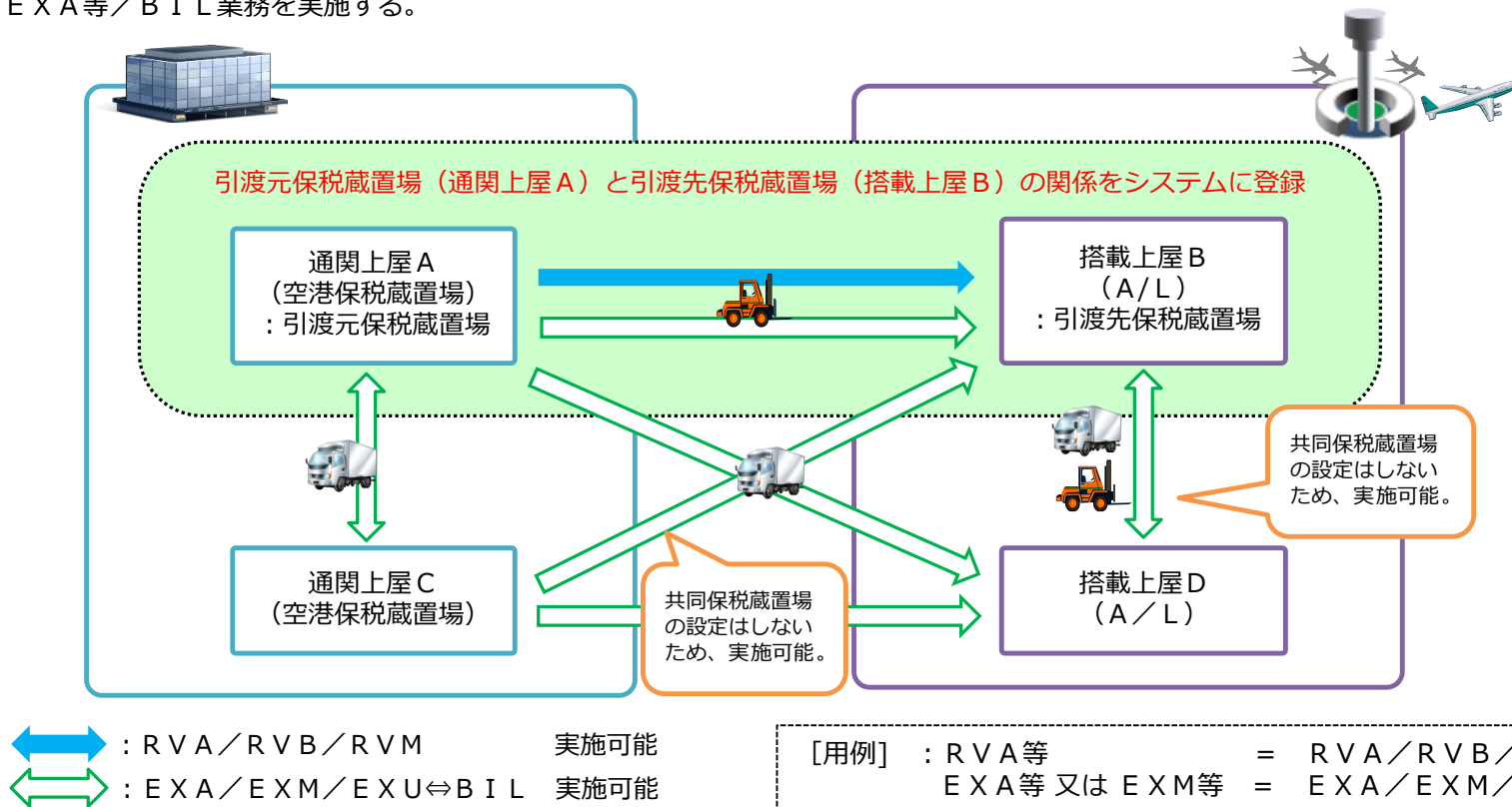
貨物	航空	第16回 WG	基本 IV-6-12	RVA業務等の見直し（1）
----	----	------------	---------------	---------------

- 一部の空港地区において、RVA等業務と通常のEXM等業務の併用を希望する者がいるが、現状では、RVA等業務を利用可能とする設定を実施した場合、通常の搬出入業務の利用が制限されるため、これを改善する。

詳細仕様検討結果

税関が認めた場合に限り、あらかじめ指定した引渡元保税蔵置場と引渡先保税蔵置場の関係をシステムに登録することで、RVA等業務（注）と通常の搬出入業務の併用を可能とし、従来の共同保税蔵置場における利用制限を解消する。また、「航空輸出貨物搬出入データ（S14）」に反映するため、上記の関係がシステムに登録されている場合における編集処理について見直しを行う。

(注) 現在、共同保税蔵置場で利用可能な R V X 業務は不可とし、搭載上屋から通関上屋への移動が必要となった際は、従来どおり不積返送承認後に E X A 等 / B I L 業務を実施する。



貨物	航空	第16回WG	基本 IV-6-12	RVA業務等の見直し（2）
----	----	--------	---------------	---------------

詳細仕様検討結果

1. オンライン業務の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において、以下の貨物引渡し登録業務を可能とする。

「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）呼出し（RVA）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）（RVA01）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）呼出し（RVB）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）（RVB01）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（MAWB単位）呼出し（RVM）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（MAWB単位）（RVM01）」業務

2. 管理資料収集条件の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し登録業務が行われた場合、以下の管理資料へ反映する。

「航空輸出貨物搬出入データ（S14）」	「引渡し貨物状況データ（S08）」
---------------------	-------------------

3. 「輸出貨物情報照会（IGS）」業務

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し業務が行われた場合、「輸出共同蔵置場」欄には何も出力しないこととする。

輸出貨物情報照会情報（搬入情報1）（AAT131）	輸出貨物情報照会情報（蔵置情報）（AAT135）
輸出貨物情報照会情報（搬入情報2）（AAT132）	

IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第12回WG	基本Ⅲ-3	システム制限値の見直し（２）：スプリット便数の拡大（輸出入）
----	----	--------	-------	--------------------------------

- 航空輸出入業務における 1 M A W Bあたりの登録可能なスプリット便数の制限値について、20便から30便に変更する。

詳細仕様検討結果

航空輸出入業務における 1 A W Bあたりの登録可能なスプリット便数を20便から30便とする。
これに伴い、入出力画面・帳票の変更及び制限値チェックを行っている業務についても併せて変更を実施する。
(対象業務は下表のとおり)

輸 入			輸 出		
業 務	制限値 チェック の変更	画面・帳票 の変更	業 務	制限値 チェック の変更	画面・帳票 の変更
AWB 予備情報登録 (A A W)	●		搭載便割当情報登録呼出し (F L I)	●	
積荷目録事前報告 (A D M 0 1)	●		搭載便割当情報登録 (F L I 0 1)	●	
AWB 情報登録 (輸入) (A C H)	●	●	搭載便割当情報訂正呼出し (F L F)	●	
貨物確認情報登録 (P K G)	●	●	搭載便割当情報訂正 (F L F 0 1)	●	
AWB 情報訂正 (C A W)	●	●	搭載完了登録 (便単位) 呼出し (C L A)	●	
貨物確認情報訂正 (C P K)		●	搭載完了登録 (便単位) (C L A 0 1)	●	
U L D 引取情報登録呼出し (U D A)	●		搭載完了登録 (AWB 単位) 呼出し (C L B)	●	
U L D 引取情報登録 (U D A 0 1)	●		搭載完了登録 (AWB 単位) (C L B 0 1)	●	
混載貨物確認情報登録 (H P K)	●		F C M 作成・送信 (F C M)	●	
混載貨物確認情報訂正 (C H P)	●		搭載完了強制終了登録呼出し (C L F)		●
搬入確認情報登録 (システム対象外保税運送) (O I N)	●	●	搭載完了強制終了登録 (C L F 0 1)		●
輸入貨物情報変更登録 (C A I 0 1)	●	●	輸出貨物情報照会 (I G S)		●
輸入貨物情報変更登録呼出し (C A I)		●			
輸入貨物情報照会 (I A W)		●			

IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第9回 第11回	WG	基本 Ⅲ-3	システム制限値の見直し（５）：1MAWBあたりのHAWB件数の拡大
----	----	-------------	----	-----------	-----------------------------------

- 航空輸出入業務における1MAWBあたりのHAWB件数の制限値について、現行の3,000件から見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

航空輸出入貨物における1MAWBで登録可能なHAWB件数を最大3,000件から9,999件に拡大する。

【輸入】変更対象業務

業務コード	業 務 名
HCH01	HAWB情報登録
HPK	混載貨物確認情報登録
CHA	HAWB情報訂正
1HA01	HAWB貨物本申告自動起動1

また、下記の業務から自動起動されるHAWB本申告自動起動の件数も最大9,999件へ拡大する。

業務コード	業 務 名
ADM01	積荷目録事前報告
ACH	AWB情報登録
CAW	AWB情報訂正
OIN	搬入確認登録（システム対象外保税運送）
OUT	搬出確認登録（一般）
KAM01	貨物移動情報登録

【輸出】変更対象業務

業務コード	業 務 名
HDF01	混載仕立情報登録
BII01	個別搬入確認登録
ULA	積付結果登録（AWB・HAWB単位）
ULM01	積付結果登録（MAWB単位）
EXA01	搬出確認登録（AWB・HAWB単位）
EXM01	搬出確認登録（MAWB単位）
EXR02	搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録
1BL 注)	搬入確認（多数件処理）
1XU 注)	搬出確認登録（ULD単位多数件処理）
1XC 注)	搬出確認取消（多数件処理）
1CU 注)	搭載完了B（多数件処理）

※ HAWB登録件数制限値チェック件数が最大9,999件に変更となることでLDR情報の電文長がシステム制限値（700K）を超える場合がある。その際は超過分を分割して出力する仕様とする。

注) 多数件処理で最大件数の入力があると数十分の処理時間が必要。

貨物	航空	第16回WG	基本Ⅲ-3	1MAWBあたりのHAWB件数の拡大に伴うLDR情報の分割
----	----	--------	-------	-------------------------------

- 1MAWBあたりのHAWB件数の拡大に伴い、LDR情報の分割出力を可能とする。

詳細仕様検討結果

- 1MAWBあたりのHAWB件数を最大3,000件から最大9,999件に拡大することにより、LDR情報が700KBを超える電文となるケースがあることから、以下のとおり分割して出力する。

1通目 (LDR情報_AAT032)

先頭ページ

<AIR/EXP>

分割電文番号を追加

1/230

LDR XXXXXX

XE

LOCAL DELIVERY RECEIPT

TO XXXX FROM XXXX PORT XXE DATE yyyy.MM.dd KND X TRK XXXX TRM XXXXXXXX

(XXXX)

TPCS 12,345,678

B	AWB	SPC	PCL	LED	A/L	FLT	PCS	ZPCS	WT (KGM)	ULP	COMMODITY	DST	AG/CD	RMK
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X

...

最終ページ

<AIR/EXP>

230/230

LDR XXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

B	AWB	SPC	PCL	LED	A/L	FLT	PCS	ZPCS	WT (KGM)	ULP	COMMODITY	DST	AG/CD	RMK
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X

1通目と同じ出力情報コードで出力する。

「LDR単位の搬入総個数の表記」にて搬出総個数の項目を追加 (次頁)

HAWB5,051件まで分のページ番号が表示される。

2通目 (LDR情報_AAT032)

先頭ページ

<AIR/EXP>

分割電文番号を追加

1/227

LDR XXXXXX

XE

LOCAL DELIVERY RECEIPT

TO XXXX FROM XXXX PORT XXE DATE yyyy.MM.dd KND X TRK XXXX TRM XXXXXXXX

(XXXX)

TPCS 12,345,678

B	AWB	SPC	PCL	LED	A/L	FLT	PCS	ZPCS	WT (KGM)	ULP	COMMODITY	DST	AG/CD	RMK
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X

...

最終ページ

<AIR/EXP>

227/227

LDR XXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

B	AWB	SPC	PCL	LED	A/L	FLT	PCS	ZPCS	WT (KGM)	ULP	COMMODITY	DST	AG/CD	RMK
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X
X	X	XXX	XXXXX1XXXXXXXXXX	XE	XXXXX	/	XXXXX	X	XXE		XXXXXXXXXXXXXXXXXX2E	XXE	XXXXX	X X

HAWB5,052件以降分のページ番号が表示される。

(留意点)

- 帳票印刷時に右上に表示されるページ番号は1通目、2通目で通番にはならない。例えば、HAWB最大件数9,999件の登録が行われた場合、1通目(230ページ)と2通目(227ページ)で合計457ページとなるが、1/457とは表示されず、1通目、2通目の繰り返し件数に応じたページ番号が表示される。

206



IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第13回WG	基本 IV-6-他	LDR単位の搬入総個数の表記
----	----	--------	--------------	----------------

・「搬出確認登録呼出し（EXM 又は EXA）」業務で処理されたLDR単位の搬入総個数の表記を可能とする。

詳細仕様検討結果

- 第6次NACCSにおいては、LDR単位の搬出総個数を出力するように以下のとおり変更する。
 - ①「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA01）」業務等で出力されるLDR情報について、「搬出総個数」の項目を追加し、LDR情報に紐づくULD、AWB及びHAWBの搬出個数の合計を出力する。
 - ② ULDの場合は搬出された積み付け個数を、バラ貨物の場合はAWB又はHAWBの搬出個数の合計を出力する。

- <変更対象業務>
- 「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA01）」業務
 - 「搬出確認登録（MAWB単位）（EXM01）」業務
 - 「搬出確認登録（ULD単位）（多数件処理）（1XU）」業務
 - 「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録（EXR02）」業務

- <変更対象出力情報>
- LDR情報（AAT03）

（参考）LOCAL DELIVERY RECEIPT 出力イメージ

<AIR/EXP>										yyyy/MM/dd HH:mm		1 / 2
LDR XXXXXE												
LOCAL DELIVERY RECEIPT												
TO	XXXXE	FROM (XXXXE XXXXE)		PORT	XXE	DATE	yyyy.MM.dd	END	X	TRK	XXXXE	TRM XXXXXXXXE TPCS 123,456
B	AWB SPC	PCL	LED	A/L	FLT	PCS	ZPCS	WT (KGD) ULP		COMMODITY DST	ここへ総個数を表示	
X	X	XXX XXE	XXXXXX1XXXXXXX X XXE	XE		123,456 XXXXXE / XXXXE	123,456 XXXXXE / XXXXE	12,345,678 XXE	X	XXXX XXE		
X	X	XXX XXE	XXXXXX1XXXXXXX X XXE	XE		123,456 XXXXXE / XXXXE	123,456 XXXXXE / XXXXE	12,345,678 XXE	X	XXXXXXXX1XXXXXXXXX XXE XXXXE X X		
X	X	XXX XXE	XXXXXX1XXXXXXX X XXE	XE		123,456 XXXXXE / XXXXE	123,456 XXXXXE / XXXXE	12,345,678 XXE	X	XXXXXXXX1XXXXXXXXX XXE XXXXE X X		

IX 詳細仕様検討結果

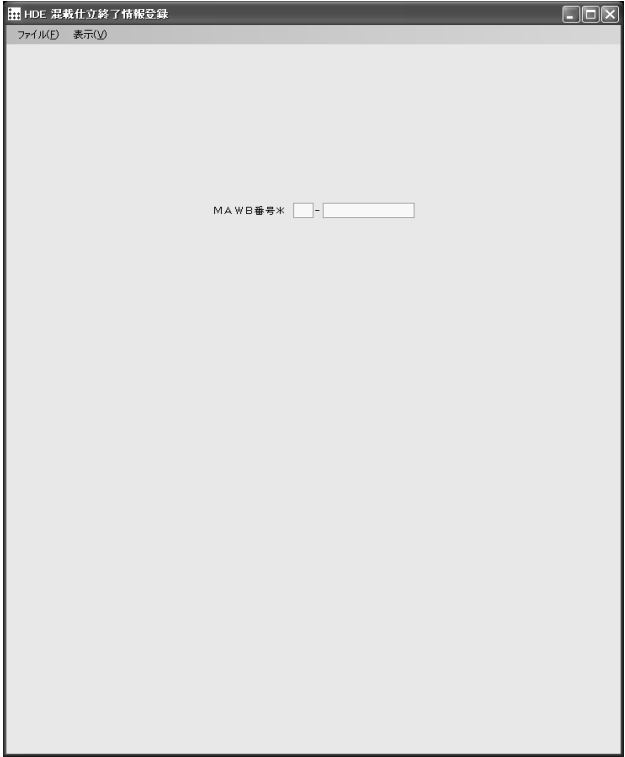
貨物	航空	第14回WG	基本 Ⅲ-3 Ⅳ-6-他	「混載仕立終了情報登録（HDE）」業務の複数件一括処理機能の追加
----	----	--------	--------------------	----------------------------------

- 「混載仕立終了情報登録（HDE）」業務において、1業務で登録可能なMAWB件数の見直しを実施する。

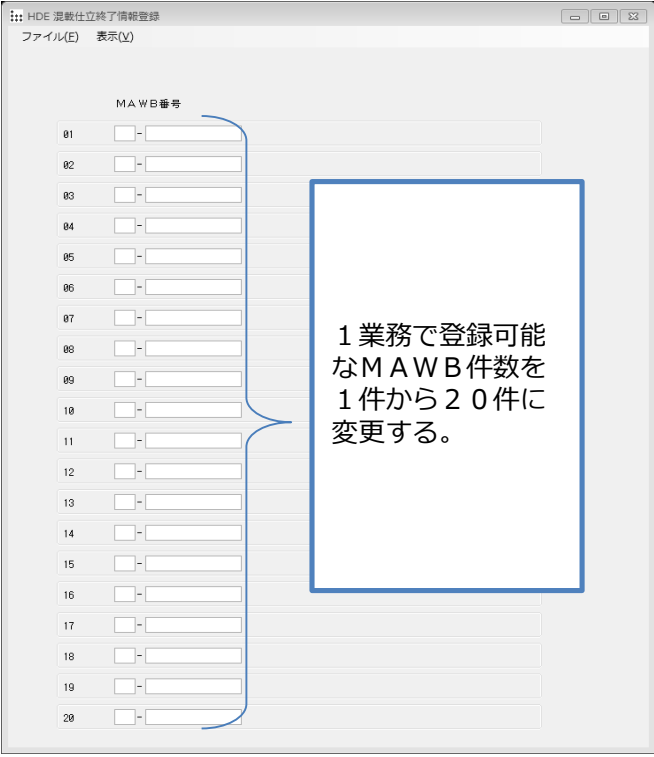
詳細仕様検討結果

混載仕立終了情報登録（HDE）」業務において、1業務で登録可能なMAWB件数を1件から20件に変更する。
なお、欄数の複数化に伴い、途中欄のMAWB番号の取り消しを可能とするため、欄の途中における空欄の入力を可能とする。

【現行】



【次期】



IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第17回 第19回 WG 第20回	基本 IV-6-他	蔵置料金請求先登録業務の新設（1）
----	----	-------------------------	--------------	-------------------

- ・ B I L L 請求先欄の追加及び B I L L 請求先情報の補完機能の改善で検討してきたが、検討経緯より輸入申告等の申告者と蔵置料金請求先が異なる場合は、AWB単位に「蔵置料金請求先」を登録する「蔵置料金請求先登録（C U R 0 1）」業務を新設することとした。

詳細仕様検討結果

区 分	概 要
1. 個別検討事項	蔵置料金請求先登録業務の新設について検討する。
2. 検討の経緯	「搬出確認登録（一般）（O U T）」業務において航空貨物代理店に「F」を入力した場合、輸入申告等の申告者の利用者コードが補完され出力帳票の請求先に出力されるが、申告者の利用者コードとは異なる蔵置料金請求先を出力したい場合はO U T業務において航空貨物代理店に蔵置料金請求先を入力しなければならず、運用が煩雑となっている。 蔵置料金請求先情報の補完機能の改善案として「輸入申告事項登録（I D A）」業務等実施時に「蔵置料金請求先」を登録しO U T業務の際に航空貨物代理店に「F」を入力すると補完される仕様とすることを提示し、検討を行ってきた。（第17回WG提示） 検討の結果、I D A業務等では蔵置料金請求先を入力することができない場合もあり、入力されない場合は現状どおりの運用となるため、I D A業務等で蔵置料金請求先を登録しO U T業務時に補完するという提案は取りやめた。（第19回WG提示）
3. 次期仕様	輸入申告等の申告者と蔵置料金請求先が異なる場合は、AWB単位に「蔵置料金請求先」を登録する「蔵置料金請求先登録（C U R 0 1）」業務を新設する。 「搬出確認登録（一般）（O U T）」業務で航空貨物代理店に「F」が入力された場合は、新規業務C U R 0 1業務で登録された蔵置料金請求先を補完するようO U T業務の仕様を変更する。登録されていない場合は、現行システム同様、申告者の利用者コードを補完する。 「蔵置料金請求先登録呼出し（C U R）」業務を新設し、引き続き遷移するC U R 0 1業務画面においては、入力した蔵置料金請求先の訂正削除を行う。

貨物	航空	第17回 第19回 WG 第20回	基本 IV-6-他	蔵置料金請求先登録業務の新設（2）
----	----	-------------------------	--------------	-------------------

詳細仕様検討結果

「蔵置料金請求先登録（CUR01）」業務の新設

- 【業務概要】
AWB単位に蔵置料金請求先を登録する。登録した内容は「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務の入力項目である「航空貨物代理店」項目へ「F」を入力することにより、補完可能とする。登録可能期間は貨物情報の登録後～貨物情報の削除までの間とし、任意で何回でも登録可能とする。
- 【入力者】
全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、入国管理局（航空）、検疫所（人・航空）、厚生局等は除く）とする。
- 【その他】
- ・1業務で登録可能な件数は、30件とする。
 - ・保税蔵置場別クレジット扱業者登録されているコードを入力可能とする。
 - ・蔵置料金請求先の変更、登録の取消しも本業務で実施可能とする。

「蔵置料金請求先登録呼出し（CUR）」業務の新設

- 【業務概要】
AWB番号を入力することにより、CUR01業務で登録した情報を呼出す。
- 【入力者】
CUR01業務同様とする。
- 【その他】
- ・1業務で呼出し可能な件数は、30件とする。
 - ・入力されたAWB番号に対し蔵置料金請求先が登録されていない場合はエラーとせずスペースを出力する。

「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務の変更

- 【航空貨物代理店補完処理の変更】
航空貨物代理店に「F」が入力された場合で、CUR01業務により蔵置料金請求先が登録されている場合は、出力画面及び帳票へ出力する航空貨物代理店について、CUR01業務で登録された蔵置料金請求先を補完する仕様へと変更する。CUR01業務で蔵置料金請求先が登録されていない場合は、現行システム同様申告者の利用者コードを補完する。
- 【出力内容変更】
航空貨物代理店に出力されるコードがCUR01業務で登録した蔵置料金請求先から補完された場合、出力共通項目へCUR01業務実施者を出力するよう変更する。出力対象情報は表のとおりとする。なお、出力項目の追加は発生しない。

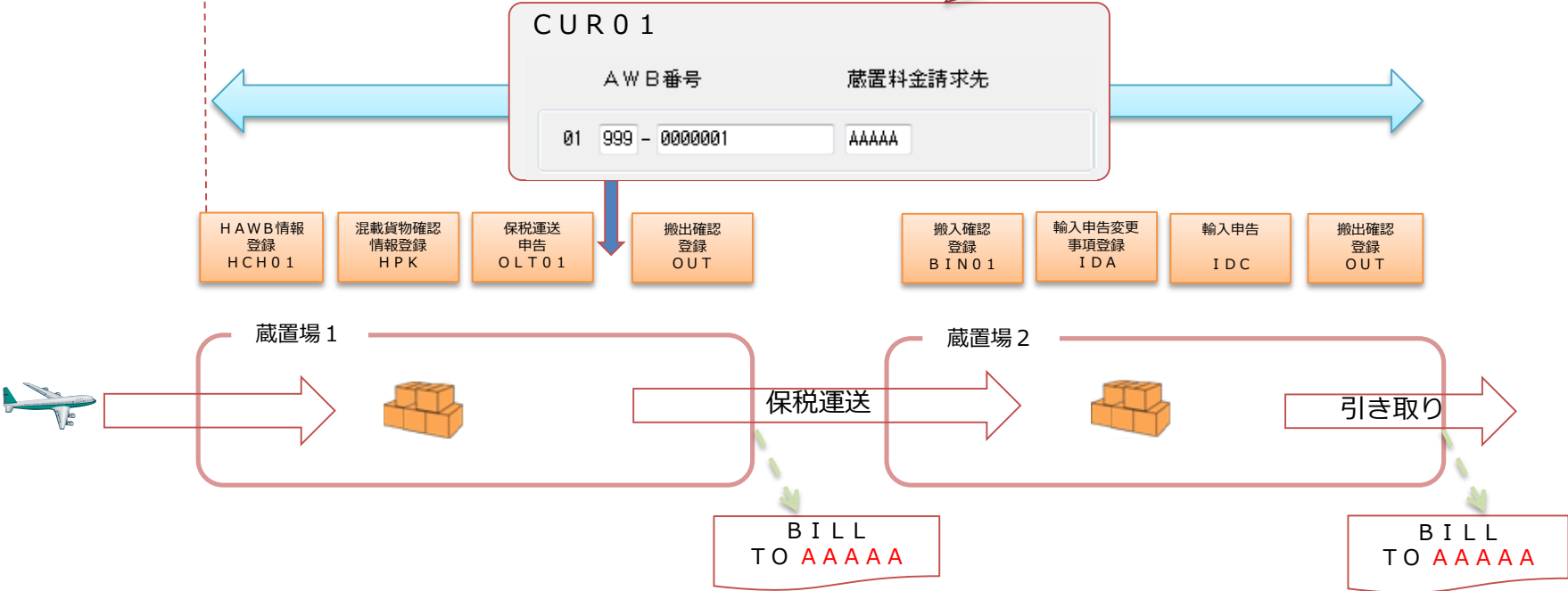
出力情報名	出力情報コード	出力先
搬出確認登録（一般）結果情報	AAS080（出力画面）	入力者
搬送指示情報（輸入）A	AAS079	入力者
請求書・領収書・計算書情報	AAS081	入力者
搬出情報	AAS082	入力者
搬出依頼情報	AAS083	入力者

貨物	航空	第17回 第19回 WG 第20回	基本 IV-6-他	蔵置料金請求先登録業務の新設（3）
----	----	-------------------------	--------------	-------------------

詳細仕様検討結果

↓：蔵置場 1 で O U T 業務前に C U R 0 1 業務で A A A A A を登録した例

- ・適用する蔵置場からの O U T 前までに登録
- ・貨物情報登録後から任意のタイミングで登録可能
- ・帳票反映は業務実施後から



※ 蔵置場 2 の蔵置料金を B B B B B 宛に請求する場合は、蔵置場 1 を O U T 後 C U R 0 1 で B B B B B の登録をするか、もしくは蔵置場 2 で O U T 業務実施時に B B B B B を入力することでも対応可。

貨物	航空	第17回 第19回 第20回	WG	基本 IV-6-他	蔵置料金請求先登録業務の新設（4）
----	----	----------------------	----	--------------	-------------------

詳細仕様検討結果

CUR01 蔵置料金請求先登録

ファイル(F) 表示(V)

AWB番号	蔵置料金請求先	AWB番号	蔵置料金請求先
01 -		02 -	
-		04 -	
07 -		08 -	
09 -		10 -	
11 -		12 -	
21 -		22 -	
23 -			
25 -			
27 -			
29 -		30 -	

蔵置料金請求先を設定する
AWB番号を入力

蔵置料金請求先コードを入力

「蔵置料金請求先登録呼出し（CUR）」業務
から遷移した当画面にて、

- ・蔵置料金請求先変更は訂正上書きする
- ・蔵置料金請求先の削除取消しは「X」を入力する

IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第14回WG	基本Ⅲ-3 Ⅳ-6-他	「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務の入力件数の拡大
----	----	--------	----------------	---------------------------------

- 「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務及び「HAWB情報訂正（CHA）」業務において、1業務で入力可能なHAWB件数の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- 「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務及び「HAWB情報訂正（CHA）」業務において、1業務で入力可能なHAWB件数を10欄から20欄に拡大する。なお、これに併せて、以下の出力情報もHAWB件数欄を20欄に拡大する。

業務コード	出力情報名	出力情報コード	出力先業種		
			保税蔵置場	通関業	混載業
HCH01	搬入状況通知情報（輸入）	AAS011	○		○
CHA	搬入状況通知情報（輸入）	AAS011	○		○
	訂正（保留）控情報B	AAS028			○
	不一致情報B	AAS022		○	

IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第 9 回 第10回 WG 第14回	基本 IV-6-他	見本持出し関連業務の見直し（1）
----	----------	--------------------------	--------------	------------------

- 見本持出しに関連する業務について、以下の見直しを実施する。
 - 見本持出許可後から「見本持出確認登録（MHO）」業務が実施されるまでの間に仕分け・輸入申告等が行われた場合の業務処理
 - 「見本持出許可申請（MMA／MHA）」業務後に「見本持出取消（MMC／MHC）」業務が行われた場合の管理資料収集条件
 - MMA／MHA業務の入出力項目「持出先」欄に全角70桁の日本語入力を可能とする。

詳細仕様検討結果

1. 見本持出し関連業務の見直し

現行では、見本持出許可後に仕分け・輸入申告等の業務が行われると、MHO業務が実施できなくなるため、見本持出許可後にMHO業務が実施されていない場合は、「輸入申告事項登録（IDA）」又は「輸出申告事項登録（EDA）」業務等の実施時に、ワーニング表示を行うことによって注意喚起を促すこととする。

2. 管理資料収集条件の見直し

見本持出許可後にMMC／MHC業務が行われた場合は、貨物取扱等管理資料の「S13 航空輸出貨物取扱等一覧データ」、「T20 航空輸入貨物取扱等一覧データ」及び「G05 貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可取消日を出力する。

貨物取扱等一覧データ							
貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	...	見本持出日	許可取消日	持出先	...
M	xxx	A			20140902	xxx	xxx
M	xxx	B		20140901		xxx	xxx
M	xxx	C				xxx	xxx

枠部分が新規出力項目

貨物	航空 海上	第 9 回 第10回 WG 第14回	基本 IV-6-他	見本持出し関連業務の見直し（2）
----	----------	--------------------------	--------------	------------------

詳細仕様検討結果

3. 「持出し」欄の日本語後入力可能化

次の業務、帳票及び管理資料において、日本語の入出力を可能とする変更を実施する。

- ① 業 務：「見本持出許可申請（MMA）」業務、「見本持出許可申請（MHA）」業務
- ② 帳 票：A A L 5 1 0_見本持出許可申請控情報／A A L 5 1 1_見本持出許可通知情報／A A L 5 1 2_見本持出許可貨物情報／
S A L 0 1 4_見本持出許可申請控情報／S A L 0 1 5_見本持出許可通知情報／S A L 0 1 6_見本持出許可情報／
S A L 0 1 7_見本持出許可貨物情報
- ③ 管理資料：G 0 5_貨物取扱等一覧データ／S 1 3_航空輸出貨物取扱等一覧データ / T 2 0_航空輸入貨物取扱等一覧データ

（MMA業務の入力画面）

（MHA業務の入力画面）

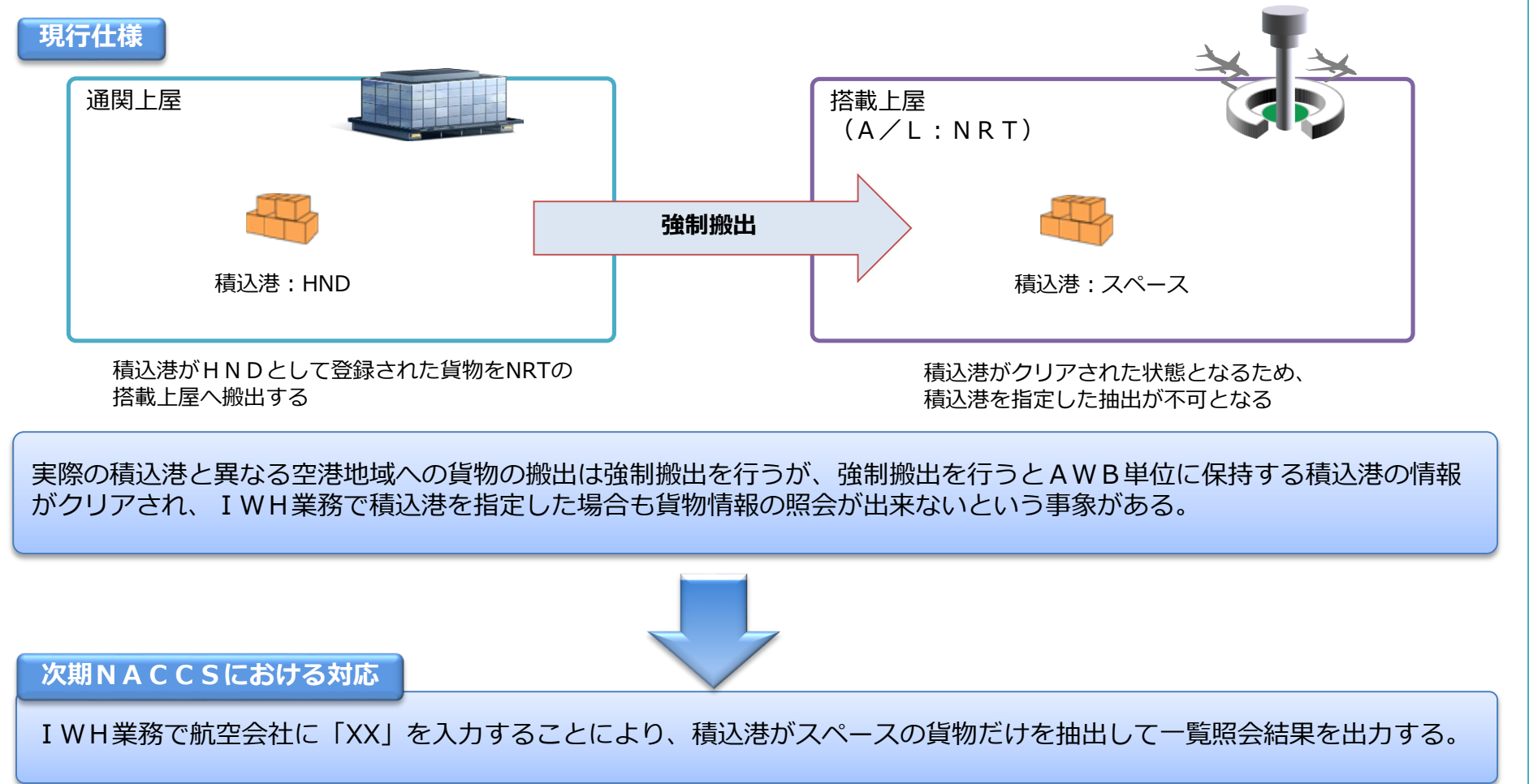
（出力帳票例：見本持出許可申請控情報）

IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第20回WG	基本 IV-6-他	保税蔵置場在庫状況照会（輸出）業務の見直し（1）
----	----	--------	--------------	--------------------------

- 「保税蔵置場在庫状況照会（輸出）（IWH）」業務を航空会社が積込港に輸入者の所属する空港と異なる空港コードを指定して照会した場合は照会結果を取得できないため、これを改善する。

詳細仕様検討結果



詳細仕様検討結果

IWH

照会パターン番号＊05

保税蔵置場＊1MWXX

重量指定

棟記号

代理店

混載業

利用者略称

航空会社XX

受託社

積込港

便名

仕向地域

識別

要強制搭載完了

全量許可済

下一桁

航空会社「XX」の入力により、強制搬出後の貨物のみを照会可能とする。

業務名（業務コード）		保税蔵置場在庫状況照会（輸出）（IWH）																		
項番	欄	項目名	ID	属性	桁	繰1	繰2	条件								コード	入力条件／形式			
1		入力共通項目		an	398			M												
2		照会パターン番号	SPN	an	2			M												照会パターン番号を「01」～「09」の数字で入力
9		航空会社	ALC	an	2			C										航空会社コード		(1) 航空会社単位に照会する場合は、航空会社を入力 (2) 照会パターン番号が「05」「06」「07」「08」の場合のみ入力可能 (3) 上記以外の照会パターン番号の場合は、入力不可 (4) 入力者が委託を受けていない航空会社の場合は、自社であること (5) 航空会社の場合で、入力者の所属する空港コードと異なる空港の貨物を照会する場合「XX」を入力
10		受託航空会社	JAL	an	5			C												(1) 受託航空会社単位に照会する場合は、受託航空会社の利用者を入力 (2) 照会パターン番号が「04」の場合は、必須入力 (3) 上記以外の照会パターン番号の場合は、入力不可 (4) 入力者が航空会社の場合は、同一の利用者であること
11		積込港	ACD	an	3			C										I / 積込港コード		(1) 航空会社単位または受託航空会社単位に照会する場合は、積込港を入力 (2) 照会パターン番号が「04」「05」「06」「07」「08」の場合のみ入力可能 (3) 上記以外の照会パターン番号の場合は、入力不可 (4) 航空会社または受託航空会社に入力がある場合は、必須入力 (5) 航空会社の場合で、航空会社に「XX」を入力する場合は、入力不可

航空会社「XX」の入力により、強制搬出後の貨物のみを照会可能とする。